

第43回三重県屋外広告物審議会議事概要

1. 会議の名称

第43回三重県屋外広告物審議会

2. 開催日時

平成29年9月19日（火）14時00分から16時00分まで

3. 開催場所

三重県合同ビル3階 G301会議室（津市栄町1丁目891）

4. 出席委員数

12名

5. 会議の公開・非公開

公開

6. 傍聴者数

1名

7. 議事の概要

【審議事項】

配布資料に沿って事務局から説明を行いました。

(1) 屋外広告物の安全対策の充実について

●委員からの主な意見等

- ・管理者を有資格化すると、広告物を一番近くで見ているはずの所有者や広告主が管理者になれなくなる。また、この場合、複数の広告物を管理するケースが多くなることが想定され、日常的に全ての広告物を管理することは難しく、かえって屋外広告物の安全性が遠のくと思われる。点検者は有資格者とする必要があるが、管理面では、所有者が管理するほうが実態にあっており良いのではないかと。管理者に資格を求めている他県も、そこを危惧していると思われる。

(2) 案内図板等の広告物掲出にかかる規制の弾力化について

●委員からの主な意見等

- ・「尺の長さが1/3以下」は長いと感じるため、もう少し短い時間でも良いと思われる。
- ・デジタルサイネージのイメージは、1個ではなくて、3つ4つ並んでいるイメージがある。禁止地域という守るべき綺麗な場所にデジタルサイネージが3つ4つ建つのはどうか。
- ・三重県は案内看板が充実しているとは言えない。観光看板や交通機関の案内看板などを多言語表示するという点に関しては、このデジタルサイネージは非常に長けた部分がある

ため、これを段々と増やしてほしいと思う。外国人の方にたくさん来ていただいた際に、分かりやすい三重県内の案内をしていただきたい。

(3) 都市緑地法等の一部改正に伴う禁止地域の追加について

●委員からの主な意見等

- ・「田園住居地域」は、三重県内ではどの程度の地域が該当するか。
⇒現時点では未定。今後各市町が検討していく予定。

(4) 講習会手数料の見直しについて

●委員からの主な意見等

- ・いきなり 6,000 円に上げるのは、少し高いと感じた。多くの方が受講できる環境をつくり、また、できるだけ受講料を抑えていただきたい。
- ・手数料が 3 倍になっているが、30 年前の 2,000 円と今の 2,000 円では価値が違う。必要経費等を計算して、適正な価格にするのは良いと思われる。

(5) 三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による区間の変更及び第 6 号の規定による区域の変更について（一般国道 306 号：鈴鹿市）

●委員からの主な意見等

- ・既に表示されている広告物については、3 年間は適用除外とするが、3 年間に経過しても広告物が設置されている場合は、指導すると言うことでよいか。
⇒お見込のとおり。

(6) 三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による区間の変更及び第 6 号の規定による区域の変更について（一般国道 167 号：志摩市）

●委員からの主な意見等

- ・特になし

(7) 三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による区間の変更及び第 6 号の規定による区域の変更について（一般国道 260 号：志摩市）

●委員からの主な意見等

- ・特になし

8 審議結果

上記審議事項について、事務局から説明を行い、審議された結果、第 1 号議案については、付帯意見付きで同意を得、第 2 号議案から第 7 号議案については、原案どおり同意を得た。

※第一号議案の付帯意見

屋外広告物の安全対策の充実に向けた条例改正案のうち、点検制度に関する項目については、異議はないが、管理者の資格要件については、委員の意見を反映した内容となるよう修正を加えられたい。